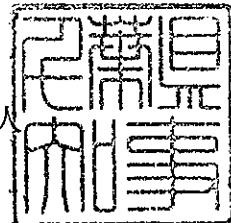


環第345号
令和3年8月6日

日曹金属化学株式会社

代表取締役社長 森井 章夫 様

千葉県知事 熊谷俊人



日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新
事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

令和3年3月8日付けで送付のあった標記方法書に対する意見について、
千葉県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、別添のとおり通知
します。



別添

日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新 事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

日曹金属化学株式会社千葉工場では、1977年の創業以来、石油精製会社等から発生する使用済みの硫酸を受け入れ、分解炉で焼却分解し、発生する亜硫酸ガスを利用して、各種硫酸及び関連製品を製造している。本事業は、既存の分解炉の老朽化が進んでいることから、廃熱回収ボイラーと併せて更新するものであり、新設する分解炉は、既存施設と同規模で、1日当たりの処理能力は156トンである。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、京葉臨海部の工業専用地域に位置し、周辺には火力発電所、製油所等が立地している。事業区域及びその周辺では、光化学スモッグ注意報が多く発令され、大気環境の一層の改善が必要となっている。また、事業区域の南東約1キロメートルには、住宅街やショッピングセンターのほか、保育所も存在していることから、大気質や悪臭について生活環境への十分な配慮が必要である。

については、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

記

1 事業計画

- (1) 大気汚染物質による環境負荷をできる限り低減するため、採用可能な処理設備等の導入について検討すること。
- (2) 省エネルギー設備の導入などにより、二酸化炭素の排出量をできる限り低減すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般

- ア 受け入れる廃硫酸のうち、特定有害産業廃棄物に含まれる有害物質について、含有量は微量とされているが、受入基準等を明らかにした上で、大気質及び廃棄物に係る環境影響評価を適切に行うこと。
- イ 既存の分解炉及び廃熱回収ボイラーの撤去工事が予定されている場合は、当該工事についても、適切に環境影響評価を行うこと。

(2) 大気質

現地調査における風向・風速の観測高さの設定について、地上気象観測指針では10mの高さに設定することが標準とされていることから、調査地点周辺の建物等の高さによる影響も踏まえて妥当性を検証し、必要に応じて変更すること。

(3) 水質

現地調査における海域での採水について、表層から行うとされているが、排水の鉛直方向への影響も踏まえて妥当性を検証し、必要に応じて中層からも行うこと。

(4) 悪臭

煙突排出ガスによる影響について、臭気指数を予測するとされているが、千葉県環境影響評価技術細目では悪臭防止法に定める特定悪臭物質の濃度も予測するとされていることから、排出口における濃度及び臭気指数の現況を踏まえ、臭気指数のみを予測することの妥当性を検証し、必要に応じて濃度の予測を追加すること。

以上